

551

372-576 27



1200501449211

職員の負傷疾病等に対する救済施設

全國産業團體聯合會事務局

37
57

業經濟資料第二十七輯
和 九 年 八 月

本パンフレットの寸法は商工省工業品規格統一調査會決定に係る「紙の仕上寸法規格」中のA列5番(148mm×210mm)に準據したものである



始



目次

緒言.....一

第一編 諸産業に於ける事例.....七

第二章 共済施設.....一〇

一、創始の時期.....一〇

二、構成及被適用人員.....一一

三、會員の醜金並に事業主よりの補助.....一一

四、給付.....二〇

A、會員に對する給付

(1) 傷病給付

(2) 出産給付



(3) 死亡給付

B、會員家族に對する給付

(1) 傷病給付

(2) 死亡給付

五、共濟施設の昭和七年度に於ける收支統計……………五七

第二章 會社單獨負擔に依る救濟施設……………六二

一、職員に對する給與……………六二

(1) 傷病給與

(2) 出産給與

(3) 死亡給與

二、職員家族に對する給與……………七五

(1) 傷病給與

(2) 死亡給與

三、醫療施設……………七八

(一) 醫療施設の種類

(二) 醫療施設に對する會社の負擔額

(イ) 病院醫局に對する負擔額

(ロ) 指定醫に對する負擔額

第三章 傷病缺勤長期に亘りたる場合の給與關係……………八三

第二編 産業經濟團體に於ける事例……………九〇

第一章 共濟施設により救濟を爲す事例……………九二

第二章 傷病缺勤長期に亘りたる場合の給與關係……………九五

372-576

職員の負傷疾病等に對する救濟施設



我國に於ける社會保險の主流たる健康保險法は十年前より實施せられ相當の効果を收めてゐるが、其の適用を及ぼすものは工場鑛山に於ける約百八十六萬の勞務者並に下級職員に過ぎず、未だ法の適用外に在る勞務者及職員の數は尠くない現狀である。

最近政府當局に於ては此の實狀に鑑み、健康保險法の適用範圍の擴張を圖ると共に、新に職員健康保險の制度を設け現に被保險者たる工、鑛業關係職員を移管し、尙更に一年の報酬千八百圓以下の文官、公吏、教職員、商工業其の他の産業に従事する職員を被保險者とし、財源を雇傭主及被保險者よりの掛金に求め、疾病、負傷の場合には醫療費（齒科補綴を除く）の八割を支給し、分娩の場合には分娩費、死亡の場合には埋葬料の支給を爲し、進んで被保險者の家族に對しても特別の場合に若干の給付を爲す趣旨を以て研究中の由である。

然るに民間諸會社、工場事業所、商店、團體等に於ては獨自の方法に依り此の種の制度を既に早くより實施し、相當の成績を擧げつゝある向も尠からざるやに聞き及んでゐるので、豫め是等制度の實狀を詳かにし、將來本問題の論議せらるゝ場合の參考に資せんが爲昨年八月全國主要會社、工場事業所、産業團體等四六一に對し左記要項に従ひ照會を發し回答を求めた。之に對し寄せられた回答は各方面に亘り實に一八九の多數に上つた。而も事務繁多の際にも拘らず極めて詳細に亘り回答を寄せられた向も相當數に上つたことは寔に感謝に堪へない。茲に當務者各位に對し深甚の謝意を表する次第である。

本稿は右に依り寄せられた回答を基礎とし、其の内容を分析検討したものである。關係團體役員其他本問題に特に關心を有せらるゝ識者の參考ともなれば望外の仕合せである。

調 査 事 項

貴所に於ては職員が負傷疾病（女子職員に付ては分娩の場合を含む）に罹りたる場合に現行健康保險制度以外に左記何れかの救済方法を講ぜられますか

一、共済組合又は會社單獨の負擔による救済機關によりて療養中何等かの金銭的給付を爲さるゝや、若し然りとせば左の點に就て伺ひ度し

イ、該施設の創始年月、施設の種類及名稱

ロ、若し共済組合ならば會員掛金の額、會社補助の方法及金額

ハ、組合員又は救済を受け得る職員の範圍（資格に制限ある場合には其の條件）及其の員數（昭和七年度末現在）

ニ、金銭的給付の種類、支給額、支給期間

ホ、昭和七年度の收支決算又は概算（可成内譯を附して）

二、會社が別に病院又は醫局等を設けられるとか又は外部の醫師と特約して職員の爲に無料又は廉價に醫療の便を供せられて居ますか、若し然りとせば左の點に付て伺ひ度し

イ、病院又は醫局を設けらるゝ場合には會社の負擔する經費年額（昭和七年度分）

ロ、指定醫制度をとられる場合指定醫との契約補助關係

ハ、醫療を受くる場合の料金又は會社補助の割合若し金額

三、以上の制度は之を職員の家族に及ぼさるゝ場合には其の範圍、限度、給付條件をも示され度し

四、職員傷病の爲缺勤久しきに亘りたる場合には缺勤何月（又は何年）目から休職又は退職せしめられますか、休職中は給料の何割又は何分の一を支給せられますか

五、前各項以外の方法で職員（又は其の家族）の負傷疾病に對する醫療救済を講ぜられてゐるとせば其の概要を御示し願ひ度し

六、尙貴所の現制度に關し規程、報告書其他印刷物あらば一部戴ければ仕合せです

偕て寄せられた回答を観るに孰れも職員の負傷疾病出産、死亡等の場合には現行健康保險法に據る以外に何等かの救済方法を講じてゐるものであつて、而も共済施設及會社單獨負擔に依る救済施設の二者の併用に依り相當手厚き救済をしてゐるものが四十五、即ち二割四分弱を算することは大に意を強うする次第である。此の他共済施設のみ據るもの十八、醫療施設のみを有するもの六十七、救済施設としては別段設けなきも缺勤中の職員に對し相當期間給與を繼續し療養費或は生活維持の資に充てしめてゐるものが四十七あつた。之を業種別に分てば次の通りである。

種別	工、鑛業 運輸交通業	金融保險 商業、取引所	産業經濟 團體	計
一、共濟施設 會社單獨救濟施設 醫療施設	二	一	一	二

二、共濟施設 醫療施設	三四	七	一	四一
三、共濟施設 會社單獨救濟施設	二	一	一	二
四、共濟施設 會社單獨救濟施設 醫療施設	三	三	一	六
五、共濟施設	一四	二	二	一八
六、會社單獨救濟施設	五	一	一	六
七、醫療施設	五六	一一	一	六七
八、施設無きも勤務中 相當期間給與を爲すもの	三六	八	三	四七
計	一五二	三二	五	一八九

以下之等諸施設に付共済施設、會社單獨負擔に據る諸施設並に缺勤中の職員に對する待遇の三者に分ち記述し其の内容を詳かにしたいと思ふ。従つて一社に於て前に述べた如き二種の施設を併用してゐるものは當然分離されることとなるが、此の點に就ては記號其の他の方法に依り兩者を參照し得る様便法を講ずることとした。尙産業經濟團體に於ける施設は會社と區別する方が適當と考へられるので別に編を分ちて記述することとした。

第一編 諸産業に於ける事例

第一章 共済施設

共済會、慶弔會、互助會の如き施設が未だ社會立法の制定せられざりし時代より我産業部内に存在し、事業主並に従業者の協力に依り健全に發達し、會員は勿論其の家族の吉凶慶弔に對し克く扶助救済の實を擧げ、勞資協調、産業平和に貢獻しつつあることは我國特有の美風として他に推賞するに足るものと考へる。

健康保險法實施以來保險組合の設置と共に廢止せられたるものもあり幾分減少を來したとは云へ、回答を寄せられた會社の三割即ち六十一社は現に共済制度を實施してをり、而も前に述べた如く内四十五社は會社の單獨負擔に依る救済制度を併せ實施してゐるものである。即ち業種別に依る共済施設實施會社數は次表の通りである。

企業別	回答社数	共済施設を有する会社数
染織工業	一八	三
機械造船工業	二九	一一
金屬工業	一〇	二
化學、飲食品、雜工業	三四	一三
瓦斯、電氣工業	一一	四
鑛業	一五	六
交通運輸、倉庫業	三二	一一
土木建築業	三	二
金融業	一〇	一
保險業	五	二
商業	一四	六
取引所	三	一
計	一八四	六一

備考 表中化學工業の社は二つの共済制度を實施しつゝあり。

一、創始の時期

次に前記六十一社に於ける六二共済施設中、創始時期の判明せる五四に就いて之を観るに次の通りであつて、大正五年即ち工場法實施前の創始に係るもの一六、大正六年より十一年に至る所謂戦時好況期に創始せられたもの一三、十二年以降二五と云ふ内譯であつて、健康保險法實施後に於て設立せられたるものも相當數に上つてゐることは注目し得る。更に施設を有する会社の創立時期を調べてみると、大正五年前三十八社、大正六年後十五社であつて、内九社は會社の創立と同時に規定の制定を見たものであるが大多數は會社創立後制定せるものである。

年次	規定創始	會社創立	會社創立と同時に制定せるもの
明治四〇年前	七	二二	一
同四一年—四五年	三	七	
大正二年—五年	六	九	二
同六年—十一年	一三	九	三
同十二年—昭和二年	一五	三	
昭和三年以降	一〇	三	三
計	五四	五三	

二、構成及被適用人員

職員級（雇員等准職員を含む）のみを以て構成せる共済施設は工、鑛業、運輸交通業等に於て三三、金融保険、商業、取引所等に於て七、計四〇であつて、即ち全體の六割餘を占め、職員、勞務者の全部を以て構成せるものは工、鑛業、運輸交通業等に於て二〇、金融保険、商業、取引所等に於て二、計二二に過ぎない。次に適用を受くる職員數は次表の通りであるが、全従業員を以て構成せるもの、内には職員數の判明しないものもあつて、全數を知るを得ないが、職員數の區別し得るもの三十九施設の合計數は一萬五千六百四名であつて其の平均は四百名である。

適用を受くる職員數

施設數	適用を受くる職員數		一施設平均
	職員級(准職員を含む)のみ適用するもの	従業員全部に適用するもの、内職員級の者を區別し得るもの	
工、鑛、金融保險、商	三七	八	四五
計	四三	八	五一
工、鑛、交、金融保險、商	七一九	四三五	一〇三
計	四〇三	一	四〇
工、鑛、交、金融保險、商	二、三四九	四、三五五	一〇三
計	三六七	一	三六
計	一、〇一三	一	一〇一
計	三六三	一	三六

計

参考	三五	四	三元	二、五一	四、〇三	一五、六四	三三〇	一、〇一三	四〇〇
従業員全部に適用するもの	一八	一	一元	七、二〇	八五〇	六、〇五	三、七三	八五〇	三五八
				(勞務者を含む)					

三、會員の醗金並に事業主よりの補助

共済施設が相互扶助を目的としてゐる以上、會員より一定額を醗出せしめて財源に充つることは當然である。併し前にも言及した如く、本制度の大部分は勞資の協力に依り社會立法に代り、乃至は其の缺を補ひて救済の實を擧げつゝあるものであるから、事業主に於ても何等かの形に於て補助を爲してゐることも想像に難くない。現に今回の調査に於ても四四社は相當額の補助を爲してをり、補助のないものは僅かに一二社に過ぎない。其の醗金及補助の概要を表示せば次の通りである。

會員の醗金

工、鑛業	交通運輸	金融保險	商業	計	備考
------	------	------	----	---	----

一、収入を基準とするもの(月額)

甲、収入のみを基準とするもの

二二	二	二四
----	---	----

イ、月俸の千分の七

ロ、同 千分の六

ハ、同 千分の五

ニ、同 千分の二

ホ、同 千分の五

ヘ、同 百分の一

ト、日收の十分の一

イ、月給者

ロ、准職員

ハ、准職員

ニ、職員

乙、収入及會員の資格に依り區別するもの

千分の四

千分の五

千分の七

百分の一

入會當時月俸の十分の一
の入會金を要す

入會當時月俸の百分の五
の入會金を要するものは
社、相當利益ある時は
醸出せしめざるもの一社
を含む

ホ、健康保險被保險者

ヘ、健康保險被保險者

ト、健康保險被保險者

チ、健康保險被保險者

リ、日給者 日給額八掛の一日分乃至三日分
健康保險被保險者 右の二分の一
月給者 月收額十分の一乃至十分の一

ヌ、乙種特別組合員 給料千分の一・五
同 通常組合員 給料百分の一・五
甲種特別組合員
同 通常組合員

丙、収入段階に依り區別するもの

イ、月給百圓未満 千分の五
但シ健康保險被保險者 千分の四・五
同 月給二百圓未満 千分の三・五
同 月給三百圓以上 千分の三
同 重役 千分の三〇〇

五

一

六

一

一

一

不明

事業主よりの補助

四 三 七

一八

補給種類

工、鑛業
交通運輸
金融保險
商業

計備考

一、會員の醸金を基準とするもの

一八 二 二〇

1、醸金の倍額

一 一 一

2、醸金と同額

一四 一 一四

3、醸金の半額

三 二 五

二、會員の醸金を標準とせざるも毎年又は毎月一定額を補給するもの

八 一 九

1、約一萬圓(毎年)

一 一 一

2、約七千圓(同)

一 一 一

3、三千圓(同)

一 一 一

4、三百圓(毎月)

一 一 一

5、百圓(同)

一 一 一

6、一人當り三〇錢(毎月)

二 一 二

7、同 八圓(年二回)

一 一 一

8、同 一圓(同)

一 一 一

三、補給額一定せざるもの

六 一 七

四、收支償はざる場合に限り補給するもの

三 一 三

五、其の他

五 一 五

計

四〇 四 四四

補給せざるもの

一〇 二 一二

不明

三 三 六

創始の際基本として一
 圓附寄せるもの限りに
 十萬圓一人對し一回新
 入會員一人對し一回限
 七十五圓未滿の會員に
 給七圓五分の醸金を出
 毎月其の百分の一を醸
 しめ、七錢に滿たざる額
 を補給するもの最近の確
 定は補給するもの停止せ
 せる爲補給停止せるもの
 含む

四、給付

共済施設に於ける給付の範圍は必ずしも一様でない。大會社に於ては會員の傷病、死亡、出産、入營、結婚、災害等の場合は勿論、會員家族に迄救済範圍を擴張してゐるものが相當數に上つてゐる。之に反し小規模の會社に於ける慶弔會の如く、單に會員の吉凶慶弔の場合の救済のみに止め、會員の傷病の場合或は家族の救済に迄及んでゐないものもあるが、茲では回答に基き會員の傷病、出産、死亡等の場合の給付並に會員家族の傷病給付に付て其の概要を記すこととした。

A 會員に對する給付

(1) 傷病給付

會員たる職員が在職中傷病に罹りたる場合の給付は之を大別すれば、(イ)見舞金其の他の名目を以て療養期間の長短に應じ若干金を一時金として給付するもの、(ロ)療養費其の他の名目を以て療養中の相當期間一定金額の給付するもの及(ハ)會員が療養、手術等の爲現實に要したる費用の一部を給付するもの、三種に分つことが出来る。

(イ) 見舞金其の他の名目を以て一時金として給付するもの

見舞金其の他の名目を以て一時金として給付するものは三六社三七施設であるが、大部分は休療二週間以上に亘る長期の傷病に限り給付してゐる。前記三六社に於ける實際を見ると二週間以上一三、二十日以上六、三十日以上一一、六十日以上三社であつて、一週間以上の傷病に對し給付するものは僅かに一社に過ぎない。(外に不定及不明各一社あり)

次に給付であるが、回數に於ても一人一回を限るものと傷病の長期に亘る場合更に給付するものとあり、又金額の如きも職務に基因するもの、職務に基因せざるもの、傷病の程度、療養期間の長短本人の生活環境等に依り増減せらるゝ爲全く區々であり、最低二圓、最高五百圓と云ふ大なる開きがあり、大體の標準額すら見出すことが困難である。仍て次に各社の實例を掲げることとする。

一時金給付の事例

會社名	給付額	就床後給付發生に至る時期	備考
A、業務に基因する場合			
五八某加工製紙會社	五—一〇 ^円	七日以上	(入會後三ヶ月以上經過の會員に限る)
六五某製糖會社	五—三〇	一五日以上	上記は公傷の爲社費治療者の場合とし、就褥一五日以上五圓、以後一五日を増す毎に五圓を加給し、三〇圓に至りて止む

一一八 某電氣鐵道會社 一〇〇以内 | 傷病の程度に應じ定む

一五一 某土木建築會社 一〇—三〇 | 入會一年未滿の者は半額とす

B、業務に基因せざる場合

一〇四 某鑛山會社 五 三〇日以上

一五一 某土木建築會社 二〇 一四日以上 (入會一年未滿の者は半額とす)

C、業務上、業務外の區別なきもの

二 某紡績會社 二 |

一九 某電機製作所 五 一四日以上 (就褥一ヶ月に亘りたるとき更に同額を給付す)

二〇 某電機製作所 一五 二〇日以上 (猶外に次項(ロ)による給付あり)

二一 某車輛製造會社 一〇 三〇日以上 (就褥二ヶ月に亘りたるときは更に一五圓を給付す)

二二 某度量衡器製作所 三 一四日以上 (就褥一四日毎に給付す)

二六 某造船會社 一〇—二〇 一四日以上 (就褥四週間以上に亘りたるときは二〇—四〇圓を給付す 六週間 三〇圓以上とす)

三一 某電機製造會社 一〇—三〇 三〇日以上

三三 某電話機製造會社 一〇 六〇日以上

四二 某機械製作所 三〇 三〇日以上

五〇 某製線會社 三〇 三〇日以上 (就褥三〇日毎に一〇圓を加給し就褥六ヶ月を限度とす)

五九 某發火物會社 二〇 二二日以上 (猶外に次項(ロ)による給付あり)

六〇 某發火物會社 二〇 二二日以上 (右に同じ)

六一 某窯業會社 二〇 一四日以上

六四 某製氷會社 一一—二〇 一四日以上 (最低額は副會員、最高額は正會員とす 就褥四週間以上に亘りたるるとき更に同額を給付す)

九三 某電力會社 二〇—五〇 六〇日以上 (獨身者二〇圓以内、有配者三〇圓以内、子女を有する者五〇圓以内とし、爾後一五〇日を超ゆる迄三〇日を増す毎に同額或は倍額を給付す)

一〇三 某鑛業會社 一五 三〇日以上 (猶外に次項(ロ)による給付あり)

一〇六 某鑛業會社 一〇 一四日以上 (就褥三週間以上に亘りたるるとき更に一〇圓を給付し、爾後は協議の上適宜給付す)

一〇五 某炭礦會社	一五 ^円		上記は入院二週間以上三週間以内又は自宅療養三日以上五日以内の場合とす。入院四週間以上又は自宅療養四日以上の場合には更に二〇圓以上三〇圓以内を給付す
一〇七 某鑛山會社	一〇	三〇日以上	就褥三〇日を増す毎に一五圓を加給し一八〇日を以て止む
一二〇 某電氣軌道會社	六—二〇	一四日以上	就褥五週間に亘りたるとき更に同額を給付す、猶外に次項(ロ)による給付あり
一二二 某鐵道會社	一〇	一四日以上	猶外に次項(ロ)による給付あり
一三六 某市場倉庫會社	五	三一日以上	
一三七 某倉庫會社	一〇	二二日以上	
一五〇 某土木建築會社	一〇以上	六〇日以上	入會一年未滿の者は半額とす
一六三 某生命保險會社	二〇—一五〇	三〇日以上	書記、醫員は三〇日以内と雖も協議の上必要と認めたる場合は特に給付することあり、雇員は就褥一五日以上とす、傷病永きに亘りたるときは更に五〇日毎に給付することを得
一六五 某生命保險會社	五—一〇	一四日以上	月給五〇圓未滿の者は五圓、同一〇〇圓未滿の者は八圓、同一〇〇圓以上の者は一〇圓とす

一六九 某百貨店	五〇—五〇〇	二二日以上	
一七二 某ホテル	五 ^{以内}	二〇日以上	就褥一ヶ月以上に亘りたるとき更に七圓を給付す
一七五 某拓殖會社	五	一四日以上	
一八〇 某ビルディング會社	二〇	三〇日以上	入會後三ヶ月経過の會員に限る
一八一 某物産會社	二〇	三〇日以上	

(ロ) 療養費其の他の名目を以て療養中の一定期間給付を爲すもの

療養費其の他の名目を以て療養中の一定期間給付を爲すものは僅かに二三に過ぎないが、此の方法は現行健康保險法に於ける給付と同一の形體を備へてをり、政府當局に於て新に實施せんとして研究中の問題でもあるので内容に立ち入り詳しく検討して見たいと考へる。

(1) 待 期 先づ第一に私傷病の場合に於ける待期(業務傷病の場合に待期を設けてゐるのは皆無である)の問題であるが、入院の場合に限り待期の設けられないものが一あつたのみで、他は全部相當の待期を置いて給付を爲すこととしてゐる。即ち判明せる一四社に就てみれば三日、五日、七日各一社、一四日三社、四日、一〇日、二一日、三〇日各二社の内譯となる。尙外に待期を給料の支給を半減せられたる日とするもの二社、給料の支給を停止せられたる日とするもの三社あり、

又休療二週間以上にして且つ給料の支給を停止せられたる日とするものが一、給料の支給を停止せられた日の二〇日後とするものが一あつた（外に不明一あり）が、待期の判明せる一四社の平均は一三・四日である。

(2) 給付期間 次に給付期間であるが、之も業務傷病の場合は殆んど問題とならないので、私傷病の場合に付て見ると次の通りであつて、二〇日から最長一二〇日であり、其の平均は大體六三・二日である。

給付期間	件数
一二〇日間	一
九〇日間	四
六〇日間	五
五〇日間	二
三〇日間	二
二八日間	一
二〇日間	一

三〇—一二〇日間
 給料半減の日より出勤する迄
 計 一八

不定又は不明 四

(3) 給付の標準及給付額 給付の標準は之を俸給の日割換算額に置くものが大部分であつて、資格、俸給額に依り定めたる段階、會費の口數、或は傷病の程度、自宅治療、轉地療養、入院等療養の種類に依り給付額を定むるものもあるが孰れも極めて少い。給付金額に付ては次表に掲げることゝするが、俸給の日割換算額を標準とするものは一日に付四割見當であり、他の方法に依るものは一日一圓程度である。

休療中相當期間一定金額を給付する事例

會社名	一日の給付額	給付期間	給付總額	備考
A、業務に基因するもの				

五某紡績會社 給料日額全額

療養中

但し健康保險組合より傷病手當金の給付を受くる者に對しては其の給付期間中會社より受くる賃金との差額を給付す

九〇 某窯業會社	給料日額の二五% 三〇日	七・五 ^{日分} 以內	健康保險法による傷病手当金の給付を受ける者に限り其の給與日額が給料日額に達せざる場合差額を公傷手当補給金として給付す
九二 某瓦斯會社	二・五 三〇日	七・五 ^{日分} 以內	健康保險法による傷病手当金の給付を受ける者に限り其の給與日額が給料日額に達せざる場合差額を公傷手当補給金として給付す
一一八 某電氣鐵道會社	〇・二〇 ^{日分} 以內	三〇・〇〇 ^{日分} 以內	健康保險法の程度に應じ定む
一一九 某鐵道會社	給料日額の四〇% 出勤迄	一五〇	健康保險法の被保險者に限る
一二一 某鐵道會社	〇・二五 ^{日分} 以內	六〇	健康保險法の給付を受ける者に限る
一四九 某運輸會社	一・〇〇 ^{日分} 以內	九〇	健康保險法の給付を受ける者に限る

B、業務に基因せざるもの

五 某紡績會社	給料日額の五三% 二二〇	六三・六	健康保險法の給付を受ける者に限る
---------	-----------------	------	------------------

會社より給料の幾分を支給せらるゝときは其の支給額と合し給料全額を超過するを得ず、會員が會社所屬病院又は會社指定病院に入院し會社の費用を以て治療を受けたる場合は上記給付額の内一〇分の二を本人に支給し、差額は直接會社に拂ふものとす

入會後三ヶ月経過の會員にして直接扶養の義務ある家族あるものに對しては給料の七割五分迄増額することを得、但し健康保險組合より傷病手当金の給付を受けざるに至りたるときは爾後六〇日を限り療養一日に付給料の五割三分に相當する扶助料を支給す、尙直接扶養の義務ある家族を有するものに對しては特別に給料の七割五分迄増額することを得

入會後三ヶ月以上の會員に限り最初の二〇日間はaにより爾後一〇日間はbによる、但し事情により減額することあり

尙右給付は一回三〇日、一ケ年六〇日を限度とす

五八 某加工製紙會社	ba 四二〇〇%	二〇〇	八
------------	-------------	-----	---

入會後三ヶ月以上の會員に限り最初の二〇日間はaにより爾後一〇日間はbによる、但し事情により減額することあり

尙右給付は一回三〇日、一ケ年六〇日を限度とす

六五 某製糖會社	〇・七〇 ^{日分} 以內	三〇一・二〇	二二・二四〇 ^{日分}
----------	--------------------------	--------	----------------------

入會後三ヶ月以上の會員に限り最初の二〇日間はaにより爾後一〇日間はbによる、但し事情により減額することあり

尙右給付は一回三〇日、一ケ年六〇日を限度とす

九〇 某窯業會社	給料日額の五〇%	九〇 _日	四五 _{日分}	會社より給料の幾分を支給せらるゝときは支給額と合し給料全額を超過するを得ず。直接扶養の義務ある家族を有するものは特に給料全額迄増給することを得
九二 某瓦斯會社	〃	九〇	四五 (右に同じ)	
一一九 某鐵道會社	(a) 二五〇% (b) 〃	六〇	最初六〇日間は a により爾後出勤迄は b による	健康保險被保險者には一日に付給料日額の二分を休業中給付す。但し會社所屬病院に於て治療の場合には半額とす
一二二 某鐵道會社	〃	六〇	一八	但し健康保險被保險者は給料日額の二分五分とす
一二五 某鐵道會社	〃	不明	〃	上記は獨身者通院治療の場合にして入院の場合は給料日額の二分とす。又家族一人を増す毎に二五錢を加算したる額とす。但し給料日額を超過せず。又指定の疾病(肺炎、加答兒、肺浸潤、肺結核等)の場合(初日より九〇日間給料全額)は其の六割を給付す(爾後一二〇日間は其の六割を給付す)
一四九 某運輸會社	〃	六〇	六〇・〇〇 _円	上記は社内治療の場合に對する給料日額にして、社外入院療養の場合には給料日額の三割を給付す。尙事情により特に増額することあり。但し一ケ年百圓を限度とす

C、業務上、業務外の區別なきもの

四 某製絲會社	給料日額の五〇%	一〇〇 _円	一〇〇 _円	上記は社内治療の場合に對する給料日額にして、社外入院療養の場合には給料日額の三割を給付す。尙事情により特に増額することあり。但し一ケ年百圓を限度とす
二〇 某電機製作所	〃	一〇〇 _円	五〇・〇〇 _円	(外に一時金をも給付す前項(イ)参照)
二四 某機械製造會社	〃	〃	〃	一日に付會費の二分に相當する額を給す。因に當社の會費は一口一ケ月五錢にして各人の持數二口乃至一口なり
二五 某電機會社	〃	一〇〇 _円	三〇・〇〇 _円	但し入會後三ヶ月經過の會員に限り、半期間一回限りとす
四八 某金屬管製造會社	〃	一〇〇 _円	九〇・〇〇 _円	(外に一時金を給付す前項(イ)参照)
五九 某發火物會社	〃	一〇〇 _円	〃	(外に一時金を給付す前項(イ)参照)
六〇 某發火物會社	〃	一〇〇 _円	〃	(右に同じ)
六六 某木材會社	給料日額の三七五%	九〇	二九・七 六七・五	入會三年未滿 給料日額 三分の一 同 五年以上 同 三分の二 同 〇年同 同 四分の三 但し健康保險法による休業扶助料を受くる者は其の不足額を給付す
一〇三 某鑛業會社	〃	一〇〇 _円	六〇・〇〇 _円	(外に一時金を給付す前項(イ)参照)

一二〇 某電気軌道會社	給料日額の 二〇% 七〇	六〇日	一二四日 ^{日分}	(外に一時金を給付す前項(イ)参照)
一二二 某鐵道會社	〇・五〇 ^円	二八	一四・〇〇 ^円	(右に同じ)
一二三 某電気軌道會社	給料日額の五〇%	六〇	三〇	
一二四 某運輸會社	〇・六〇 ^円 二・五〇 ^円	五〇	三〇—一二五 ^円	最低額は自宅治療、最高額は入院の場合とす、但し日給者は自宅治療一日に付八〇錢、入院同二圓五〇錢とす 右給付は歯科治療の場合を含まず、又半期間一回限りとす

(ハ) 療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するもの

療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するものは一社に於ける共済施設であるが、療養の種類に依り夫々給付額を異にするは勿論、給付を受くるにも自ら種々なる条件を必要とし、又日數或は總額に於て一ケ年の給付限度が設けられてをり、之等を一貫して見なければ實際の給付の狀態を窺ふことは困難と考へられるので、次に主なる事例を表示することとした。

療養、手術等に要したる費用の一部を給付する事例

會社名	給付率	i 療養費		備考
		日數	金額	
四某製絲會社	60/100	—	一〇〇圓 ^{以内}	歯科治療の場合は給付率百分の五〇、給付限度三〇圓以内とす

一二二 某度量衡器製作所 (囑託醫以外)	3/2 10/3	—	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
六六 某木材會社	1/2	—	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
六九 某製菓會社	2/3	—	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
九〇 某窯業會社	1/2	一二〇日	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
九二 某瓦斯會社	1/2	一二〇	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
九四 某電気會社	1/2	一五〇	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
一一八 某電気鐵道會社	全額	—	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
一二三 某電気軌道會社 (囑託醫以外)	1/2 1/4	六〇	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
一二五 某鐵道會社	全額	—	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
一七一 某ホテル (囑託醫以外)	7/9 10/10	—	一〇〇圓	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす
一二二 某度量衡器製作所 (囑託醫以外)	3/2 10/3	—	—	健康保険法の被保険者にして同法の給付を受けざるに至りたる者に對しては(囑託醫)1/2(囑託醫以外)3/10とす

九四 某電氣會社 1/2 | (一回の手術料五圓以上の場合に限る)

一七一 某 ホテル (嘱託醫以外) 7/10 | 一〇〇圓 (入會一年未滿の者は三〇圓を限度とす)

iii 入院料

九〇 某窯業會社 一日 二圓 一二〇日 | |

九二 某瓦斯會社 一日 二圓 一二〇 | |

九四 某電氣會社 一日 二圓 一五〇 | (傳染病治療の場合は一日の給付額を三圓とす、給付限度は評議員會の決議を経て更に五〇日以内延長することを得)

一二五 某鐵道會社 全額 | (但し入院は三等とす)

一七一 某 ホテル 一日 三圓 | (但し一回の給付日数は入會一年未滿 一週、同五年未滿 三週間、同五年以上 入院中全期間とす)

(2) 出産給付

女子職員が在職中出産したる場合に於て給付を爲すものは六二共済施設中二九であるが、之を給付の種類に分てば、見舞金の名目を以て一時金を給付するもの二二、出産の前後に於て休業したる期間に應じ手当金を給するもの五、兩者を併せ給するもの二である。其の詳細は次表の示す通りである

が、一時金の額は五圓乃至三〇圓で、其の平均は七圓五〇錢餘となり、又出産の前後に於ける休業期間に應じ手当金を給するものには、俸給日額を標準とするもの及單に金額を以て決めてゐるものがあるが、前者の平均は五割弱であり、後者に依つてゐるものは二社であつて五〇錢及一圓である。又給付期間は出産の前後を通じ二八日以上七〇日、平均四三・六日である。

A 一時金を給する事例

會社名	給付額	備考
二〇 某電機製作所	五圓	(経産は三圓とす)
二一 某車輛製造會社	一〇	(経産は五圓とす)
二五 某電機會社	五	(缺勤一〇日以上に亘る時は別に手当金を給付す)
三一 某電機製造會社	五	
三三 某電話機製造會社	二〇	(初産に限る)
五九 某發火物會社	二〇	
六〇 某發火物會社	二〇	
六二 某窯業會社	一八	(當社には二共済施設あり兩者より給付するを以て其の合計額を計上せり但し入會一年未滿の者は各半額とす)

六四	某製氷會社	五・一〇 ^円	〔副會員五圓 正會員一〇圓〕
六五	某製糖會社	一〇・二〇	〔入會一年以上未滿 一〇〇圓 同一年以上 二〇〇圓 但し經産は入會一年以上の者に限り一〇圓とす。尙健康 保險法により保險給付を受くるときは右の半額とす〕
六六	某木材會社	五	〔經産は三圓とす〕
七一	某製帽會社	五・一〇	
一〇三	某鑛業會社	一〇	〔經産は五圓とす〕
一〇四	某鑛山會社	五	〔出産一四日經過後給付す〕
一〇五	某炭礦會社	五	
一〇六	某鑛業會社	一〇	
一二二	某鐵道會社	一〇	〔缺勤一五日以上に亘る時は別に手當金を給付す〕
一二四	某運輸會社	一〇・二〇	〔入會一年未滿 一〇〇圓 同三年同 一五〇圓 同三年以上 二〇〇圓〕
一二五	某鐵道會社	三〇	〔分娩のため入院したるときは産前産後を通じ二日間を 除く入院日數に對し傷病給付を爲す。但し難産の爲手術 を要する場合は此限りに非らず〕

一五〇	某土木建築會社	二〇	〔一回限りとす 入會一年未滿の者は半額とす〕
一五一	某土木建築會社	一五	〔入會一年未滿の者は半額とす〕
一六三	某生命保險會社	五〇	〔初産に限る〕
一七一	某ホテル	一〇	
平均		七・五〇 ^円 — ^円 四・三七 ^円	

B 出産の前後に於ける休業中手當金を給する事例

會社名	支給額	支給期間	備考
四 某製絲會社	五 ^{日分}	五〇 ^日	〔會社より給料の支給を停止せられたる場合に限る〕
五 某紡績會社	五・三	七〇	
五八 某加工製紙會社	四	四二	〔入會後一ケ年經過の會員に限る〕
九〇 某窯業會社	五	二八	〔健康保險法による給付又は傷病給付金を受くる場合 は此の限りに非らず〕
九二 某瓦斯會社	五	二八	〔右に同じ〕
二五 某電機會社	一〇・〇 ^円	三〇	〔入會三ヶ月以上の會員にして缺勤一〇日以上の場合 に限る。一〇日未滿の場合は一時金のみを支給す〕

一二三	某電気軌道會社	同一年同 三九・九・三〇 同一年以上 七九・二・一〇 同一年以上 六五・八・八〇 同一年以上 五八・二・一〇 四八・三・二〇 × 入會年數
	入會二―三年	月給額 × $\frac{1}{3}$
	同 三―四年	月給額 × $\frac{20}{100} \times$ 入會年數
	入會一〇年迄は	爾後一年を 増す毎に右率に $\frac{5}{100}$ を、
	同二〇年迄は	$\frac{1}{30}$ を、同二 一年以上は $\frac{1}{150}$ を加算す

（扶助料）月給八〇圓未満の者に對する月給額にして、月給八〇圓以上は其の七割、五割、二割、一分とし、猶入會二〇年以上且年齢五入會年數に應じ給料一月分以内を給付す

B 扶助料のみを給付するもの

一五〇	某土木建築會社	一〇〇圓	一、〇〇〇圓	（弔慰金）入會一年未満は半額とす （葬祭料）入會五年以上の者に對する給付額にして五年未満は隨時定む
九三	某電力會社	a 一〇〇圓 b 一五〇圓	病氣又は負傷のため缺勤療養六〇日を超えて死亡した場合に限る a 配偶者を有するもの b 子女を有するもの	

C 弔慰金のみを給付するもの

一二二	某鐵道會社	一〇〇圓		
一四九	某運輸會社	業務上 一五〇圓 業務外 入會一年未満五〇圓 毎に一五圓を加給す	同上の給付を爲す 以上一年を増す	
二	某紡績會社	一〇―一五圓		
四	某製絲會社	給料 二〇圓	但し一〇〇圓を超えるときは一〇〇圓、二〇圓未満のときは二〇圓、五圓未満のときは五圓、五圓を超えるときは一〇圓とす	
二〇	某電機製作所	四〇圓		
二二	某度量衡器製作所	五〇圓		
二五	某電機會社	三〇圓	（入會三ヶ月経過の會員に限る）	
三一	某電機製造會社	五〇圓		
三三	某電話機製造會社	二〇圓以上		
五〇	某製線會社	五〇圓		

- 五九 某發火物會社 二〇〇^円
 - 六〇 某發火物會社 二〇〇
 - 六一 某窯業會社 一五〇
 - 六二 某窯業會社 ^a 一〇〇 ^b 一〇〇
 - 六四 某製氷會社 三〇—五〇
 - 六五 某製糖會社 五〇—一五〇
 - 六六 某木材會社 二〇—七〇
 - 七一 某製帽會社 一〇—八〇
 - 九〇 某窯業會社 業務外 給料 二—六^{月分}
 - 九二 某瓦斯會社 業務外 〃 二—六^{月分}
 - 一〇三 某鑛業會社 四〇^円
 - 一〇五 某炭鑛會社 五〇
- 〔當社はa、b二共濟施設より給付す
入會一年未滿の者は半額とす〕
- 〔正會員は五〇圓、副會員は三〇圓とし、外に生花一對を呈す〕
- 〔入會一年未滿の者は五〇圓、同一〇年未滿の者は一〇〇圓、同一〇年以上の者は一五〇圓とす〕
- 〔最低額は入會三年未滿の者、最高額は同一〇年以上の者とす〕
- 〔准會員(入會二年未滿)は一〇圓乃至二〇圓とし、正會員(入會一年以上)は三〇圓乃至八〇圓とす
特別會員は五〇圓以上、名譽會員は五圓乃至五〇圓とす〕
- 〔業務上の場合には葬祭料(次表参照)を給付す
業務上の場合には葬祭料(次表参照)を給付す〕

- 一〇六 某鑛業會社 五〇
 - 一一八 某電氣鐵道會社 一〇—五〇
 - 一二一 某鐵道會社 同入會二年未滿 給料一月分給 給料一月分給 宛在會額一年を増す毎に七分を加算す
 - 一二五 某鐵道會社 本俸の二五^{月分}
 - 一五一 某土木建築會社 一〇〇^円
 - 一六三 某生命保險會社 一〇〇—二〇〇
 - 一六五 某生命保險會社 一〇—二五
 - 一六九 某百貨店 五〇
 - 一七一 某ホテル 一〇〇
 - 一七二 某ホテル 三〇^{以内}
 - 一八〇 某ビルディング會社 三〇
- 〔入會一年未滿の者一〇圓、同五年未滿の者三〇圓、同五年以上の者五〇圓とす〕
- 〔入會一年未滿の者は半額とす〕
- 〔月給一〇〇圓未滿の者は一〇〇圓、同一〇〇圓以上の者は月給一ヶ月分、但し二〇〇圓を限度とす〕
- 〔月給五〇圓未滿の者一〇圓、同一〇〇圓未滿の者一五圓、同一〇〇圓以上の者二五圓とす〕
- 〔但し入會三ヶ月經過の會員に限る〕

備考 外に給付額不明のもの五ありたり

D 葬祭料のみを給付するもの

會社名	給付額	備考
四八 某金屬管製造會社	二〇〇 ^円	
九〇 某窯業會社 業務上	給料 四〇 ^円	〔六〇圓に満たざるときは六〇圓とす 業務外の場合には弔慰金を給付す(前表参照)〕
九二 某瓦斯會社 業務上	〃 四〇 ^円	〔六〇圓に満たざるときは六〇圓とす 業務外の場合には弔慰金を給付す(前表参照)〕
一〇四 某鑛山會社	二・五〇×勤續月數	
一二四 某運輸會社	一〇〇—三〇〇 ^円	〔入會一年未滿の者一〇〇圓、同三年未滿の者二〇〇圓 同三年以上の者三〇〇圓とす〕

備考 外に給付額不明のもの一ありたり

B 會員家族に對する給付

事業主及職員の相互救済施設に於て、會員たる職員の家族の吉凶慶弔に對しても給付をすると云ふことは、全く日本精神を基調とせる家族主義の一つの現れであつて、他國に見るを得ない事例である。今回の調査に採録した共済施設の大部分は、給付の範圍を家族に迄及ぼしてゐるのであるが、茲には家族の傷病に罹りたる場合の給付並に家族の死亡したる場合弔慰金、見舞金等の名目を以て給付せらるゝものゝ二者に就きて其の概要を記すことゝした。

其の前に明かにして置く必要のあるのは給付を受け得る家族の範圍であるが、會員の父母、配偶者子女に限るものが最も多く、兄弟姉妹、會員の扶養家族或は同居の家族に迄及ぼしてゐるものもあるが、其の數は極めて僅少である。

(1) 傷病給付

會員たる職員の家族が傷病に罹りたる場合に給付を爲すものは、六二共済施設中一九即ち三割餘であるが、會員自身の場合に比し給付程度の低下してゐることは勿論、會員との續柄の輕重に依つても給付額に差異がある。仍て茲には家族を配偶者、子女、父母、其の他の四つに分ちて給付の概要を記すことゝした。猶給付の種類、方法等に就ては前の會員なる職員の場合と全く同様であるから重ねて説明しない。

(イ) 見舞金其の他の名目を以て一時金として給付を爲すもの 見舞金其の他の名目を以て一時金として給付を爲すものは六社に於ける共済施設であるが、内四は父母、配偶者、子女の三者の場合に限られ、他の二は兄弟姉妹に迄及んでゐる。然し實際の給付に當つては、配偶者及子女の場合には兎に角其の他の家族に對しては同居又は同籍内に在るもの、或は扶養義務あるものに限る等の制限の附せられてゐるのが通例である。

一時金給付の事例

會社名	配偶者	子女	父母	其他の家族	備考
一九某電機製作所	五 ^四	三 ^四	五 ^四		〔 ^四 〕就褥二週間以上に亘るとき、但し就褥一ヶ月以上に亘るときは更に同額を給付す
五八某加工製紙會社	一〇	一〇	一〇		〔療養一ヶ月以上に亘り家計困難と認めたるとき、但し入會三ヶ月以上経過の會員家族に限る〕
一〇六某鑛業會社	一〇	一〇	一〇		一〇〔就褥二週間以上に亘るとき〕
一一九某鐵道會社	五	五	五		〔就褥二週間以上に亘るとき毎月同額を給付す、但し入會七ヶ月以上経過の會員家族に限る〕
一二〇某電氣軌道會社	五—一五	五—一〇	六—一五	五—一〇	〔就褥三週間以上に亘り且つ醫師の診察を受けたるとき〕
一六三某生命保險會社	一〇〇 ^{以內}	一〇〇 ^{以內}	一〇〇 ^{以內}		〔重傷病にして相當多額の治療費を支拂ひたるとき〕

(ロ) 療養費其の他の名目を以て療養中の相當期間一定金額を給付するもの 療養費其の他の名目を以て療養中の相當期間一定金額を給付するものは僅かに次の三社に過ぎない。即ち、

六五 某製糖會社

同居の父母、配偶者又は子女入院治療の場合は入院一日に付一圓を、自宅療養の場合又は會社所屬醫務室に入院し治療を受けたる場合は就褥八日目より一日に付三五錢を給す、但し右給付限度は入會一年未滿の者三〇日、同一年以上の者四五日とし、爾後二ヶ年を増す毎に一五日を延長し一二〇日に至りて止む。猶配偶者に付ては事情により右の倍額迄増給することあり。

一〇五 某炭礦會社

扶養義務あり且つ現に扶養中の同居家族に限り左の通り給付を爲す。

入院の場合 入院後八日目より九〇日間 一日に付一圓五〇錢
 自宅療養の場合

内科	療養一五日目より一八〇日間	一日に付	一〇錢
外科	一〇日目より	”	二〇錢
眼科、耳鼻咽喉科	一五日目より 九〇日間	”	五錢

但し右は會社所屬病院に於て治療を受けたる場合に限り、社外病院治療の場合は特別の事情ある場合の外給付せず。

一二四 某運輸會社

同籍且つ現に扶養しつゝある同居家族若は同籍ならざるも現に扶養しつゝある會員並に妻の實父母實子にして、所定の日數以上引續き醫師の治療を受けたるとき左記に據り給付を爲す。

本俸二〇〇圓以上の者二〇日目、本俸一〇〇圓以上の者二五日目、本俸一〇〇圓未満の者一〇日目より自宅療養の場合一日に付四〇錢、入院療養の場合一日に付一圓但し半期を通じ五〇日を限る。

因に前記三社に於ける事例を表示すれば次の通りである。

療養中相當期間一定金額を給付する事例

會社名	適用範圍	一日の給付額	給付期間	給付總額
六五 某製糖會社	父 母 配 偶 子 女	一・三〇〇 一・〇〇〇	三〇—一二〇	一〇・五—四二・〇
一〇五 某炭礦會社	族 c b a	一・一〇〇 一・〇〇〇 一・五〇〇	一八〇 九〇〇	一八一—三六 一三五—四
一二四 某運輸會社	家 族	一・四〇〇 一・〇〇〇	五〇	二〇—五〇

(ハ) 療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するもの 療養又は手術等に要したる費用の一部を給付するものは一〇社で、内六社は單に家族とあるのみで其の範圍が判らないが、判つてゐる四社に就てみると、父母、配偶者及子女に適用するもの二社、祖父母にも及ぶもの、祖父母及孫に迄及ぶもの各一社であつて、又單に家族とあるものゝ内には同居の家族に限るもの二社、同籍且つ扶養中の家族に限るもの三社あつて、他の一社は家族の範圍を其の都度定めることとしてゐる。

次に給付の種類であるが、前に述べた會員たる職員の場合と同様、療養、手術、入院の三種に分たれてゐるが、前記一〇社に就て見れば療養、手術、入院の何れの場合にも給付をなすものは僅かに電氣器具製造業の一社であつて、療養、入院の二つの場合に給付をなすもの三社、療養、手術の二つの場合に給付を爲すもの一社であり、療養費のみの給付を爲すもの五社と云ふ内譯となる。尙前記三種の場合に於ける給付狀況は次表の通りである。

療養、手術等に要したる費用の一部を給付する事例

(1) 療 養 費

社名	給付率			日數	金額	備考
	配偶者	子女	父母			
六三某醬油會社	囑託醫 1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	齒科治療の場合は給付限度を一〇圓とす
六六某木材會社	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
一一八某電氣鐵道會社	囑託醫 1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	入會一年以上二年未満の會員は配偶者のみ、同三年未満の會員は配偶者及子女、同三年以上の會員は子女、配偶者及子女に適用す
一二三某電氣軌道會社	囑託醫以外 1/8 1/4	1/8 1/4	1/8 1/4	1/8 1/4	1/8 1/4	
二三某度量衡器製作所	囑託醫以外	囑託醫以外	囑託醫以外	3 1/10 2	6 〇	但し療養者の負擔額は最低五圓を下ることを得ず
六二某窯業會社	1	1	1	不定	1	
九〇某窯業會社	1	1	1	2/10	九〇	但し療養者の負擔額は最低五圓を下ることを得ず
九二某瓦斯會社	1	1	1	2/10	九〇	
九四某電氣會社	1	1	1	1/4	九〇	但し療養者の負擔額は最低五圓を下ることを得ず
一二五某鐵道會社	1	1	1	3/10 1/6 1/10	1	

(2) 手術料

一二三某度量衡器製作所	囑託醫以外	1	3 1/10 2	1	1	一回の手術料五圓以上の場合に限り
九四某電氣會社	1	1	1/4	1	1	
(3) 入院料						
九〇某窯業會社	1	1	〃・八〇	九〇	1	但し療養者の負擔額は最低五圓を下ることを得ず
九二某瓦斯會社	1	1	〃・八〇	九〇	1	
九四某電氣會社	1	1	〃・一〇〇	九〇	1	但し療養者の負擔額は最低五圓を下ることを得ず
一二五某鐵道會社	1	1	3/10 1/6 1/10	1	1	

(2) 死亡給付

會員家族に對する死亡給付は會員本人の場合と異り、會員に弔意を表する意味を以て給付されるものと見る方が妥當であり、従つて給付金額の如きも香花料、葬祭料の範圍を超えないことは當然である。此の趣旨に於て會員家族の死亡したる場合に給付を爲すものは、六二共濟施設中の四五即ち七割餘であるが、死亡せる家族と會員との續柄の輕重により、或は同居又は扶養の有無により給付額に差

異を設けられてゐるので、茲では前の場合と同様家族を配偶者、子女、父母、其の他の家族の四つに分ち給付額を表示することとした。猶所謂共済施設に於ける家族の定義に就ては、前に述べて置いた通りであるから更に説明することを省略する。

死亡給付の事例

會社名	配偶者	子女	父母	其の他家族	備考
二 某紡績會社	二一六 ^円	二一六 ^円	二一六 ^円	二一六 ^円	〔同籍の家族に限る〕
五 某紡績會社	一五 ^円	—	—	—	
一九 某電機製作所	一五	一〇	—	—	〔同籍の家族に限る〕
二〇 某電機製作所	二〇	二〇	二〇	一〇	
二二 某度量衡器製作所	二五	一〇	一五	—	〔入會三ヶ月経過の會員家族に限り且つ一年以上扶養したる事を要す。子女は生後一〇日以上とす〕
二五 某電機會社	二〇 ^円	五	二〇 ^円	—	
二六 某造船會社	三〇	五二〇	三〇	—	〔原則として會員に限るも特に家族の場合にも上記の如く給付することあり。子女は年齢により額を異にす〕
三一 某電機製造會社	二〇	五二〇	二〇	—	

三三 某電話機製造會社	二〇	二〇	二〇	—	〔子女は年齢により給付額を異にす〕
四二 某機械製作所	三〇	一〇	三〇	—	
四八 某金屬管製造會社	五〇	一〇一三〇	五〇	—	〔子女は生後七日以上とす〕
五八 某加工製紙會社	三〇	五一〇	一〇一三〇	—	
五九 某發火物會社	五〇	三〇	五〇	—	〔右に同じ〕
六〇 某發火物會社	五〇	三〇	五〇	—	
六一 某窯業會社	二〇	一〇	二〇	—	〔同籍の家族に限る〕
六二 某窯業會社	六〇	二八	一〇一三〇	—	
六四 某製氷會社	一五一三〇	一〇一三〇	一五一三〇	五一二〇	〔二共済施設より給付せらるゝを以て便宜上兩者の給付額の合計を摘記せり但し入會一年未滿の者は半額とす〕
六五 某製糖會社	三〇一七〇	一〇一三〇	一〇一三〇	—	

〔正會員と副會員とにより給付額を異にす〕
〔會員の在會年數により給付額を異にす。子女にして他ケ月未滿の者には給せず〕

六六 某木材會社	一〇一三五	一〇一三五	一〇一三五	五一一〇	扶養中の家族に限る 會員の在會年數により給付 額を異にする。但し満一歳以 上三歳未満の子女は半額と す。兄弟姉妹は満三歳以上一五 歳未満の者に限る。
六九 某製菓會社	—	—	—	—	配偶者、子女及父母に給す るも其の額不明なり。
七一 某製帽會社	五—五〇	五—三〇	五—五〇	—	正會員と准會員とにより給 付額を異にする。
九〇 某窯業會社	一五	一〇—一五	一五	—	子女は其の年齢により給付 額を異にする。
九二 某瓦斯會社	一五	一〇—一五	一五	—	右に同じ。
九四 某電氣會社	三〇	三〇	三〇	二〇	子女は満一二歳以上の相続 人に限る。他家に在る實父 母は半額とす。其の他の家 族は同居なるを要し。父一歳 未満の子女は五圓とす。
一〇三 某鑛業會社	二五	一五	二五	一五	子女は同居、其の他の家族 は同居なるを要す。 但し生後二週間未満の者及 其の他の家族は一〇圓とす。
一〇四 某鑛山會社	一〇	一〇	一〇	五	生後一四日以上の子は五 圓、嗣子は一〇圓とす。

一〇五 某炭礦會社	三〇	一〇	三〇	二〇	生後一ヶ月以上一年未満の 子女は半額とす。 其の他の家族は同居且扶養 中なるを要す。
一〇六 某鑛業會社	三〇	三〇	三〇	—	次子は半額とす。
一一八 某電氣鐵道會社	一〇—五〇	二—一〇	二—一〇	—	會員の在會年數により給付 額を異にする。
一一九 某鐵道會社	二〇	一〇	二〇	—	配偶者は扶養中、子女及父 母は同居なるを要す。
一二〇 某電氣軌道會社	二七—六〇	一五—三五	二七—六〇	一〇—二〇	同居の配偶者及父母は給料 月額額の四割、生後一ヶ月以 上の子女は同二割とす。但 し入會一年以上経過の會員 家族に限る。
一二一 某鐵道會社	—	—	—	—	—
一二二 某鐵道會社	二〇	一〇	二〇	—	—
一二三 某電氣軌道會社	三〇	一〇	三〇	—	子女は生後一ヶ月以上の者 に限る。
一二四 某運輸會社	三〇—五〇	一〇—五〇	一〇—五〇	二〇—三〇	生後一ヶ月未満の子女は半 額とす。

同居、同居且扶養中の配偶
者及父母は會員職金月額額の

種別	出(二〇施設)			總額	一施設平均額	率(%)
	最高	最低	平均			
金一施設	二、九八九・〇一	—	—	五、八八九・〇一	四七八・九七	九、三五六・九九
化學二施設	最高	九、九〇二・七七	—	—	七、六一一・六八	二〇、九四六・〇〇
	最低	七八五・四〇	—	—	四、四三六・三四	八、三九七・〇八
平均	五、三四四・〇九	—	—	六、六〇六・八九	六、〇二四・〇一	一四、六七一・五四
瓦斯電氣三施設	最高	三、一六六・〇一二	—	—	三、一六六・七五	六、二〇七・七九
	最低	三、六二三・五四	—	—	三、〇〇〇・〇〇	一、二七五・一六
平均	一一、七六一・二二	—	—	一一、五五五・九二	二、四九四・三二	二五、八一・四五
鑛業二施設	最高	二、九〇四・二三	—	—	—	—
	最低	一、一一九・〇〇	—	—	—	—
平均	二、〇一一・六二	—	—	三、六〇〇・〇〇	六四七・六三	四、一三五・四三
交通七施設	最高	八五、七七六・六三	—	—	一〇、〇〇〇・〇〇	九八、七七一・三六
	最低	七二九・六〇	—	—	三六四・八〇	四〇・六六
平均	一四、七三一・六一	—	—	四、二二三・九三	五、九七七・三九	二五、一五四・六六
保險一施設	—	—	—	七、〇八九・七六	三七三・一三	二一、六四二・四一

二、支 出(二〇施設)

種別	總額	一施設平均額	率(%)
傷病給付	一〇四、五九九・五三	五、二二九・九八	三六・一
出産給付	一、七三五・七二	八六・七九	〇・六
死亡給付	四五、三八四・九一	二、二六九・二四	一五・七
小計	一五一、七二〇・一六	七、五八六・〇一	五二・四
其他の給付	一二九、七二〇・五五	六、四八六・〇三	四四・八
雑支出	八、一一七・四三	四〇五・八七	二・八
合計	二二八、九、五五八・一四	一四、四七七・九一	一〇〇・〇

備考 傷病給付、出産給付、死亡給付は會員(又は組合員)に對する給付にして家族給付を含まず

内 譯

企業別	傷病給付	出産給付	死亡給付	小計	其他の給付	雑支出	合計
染織一施設	三、三五六・三〇	四六九・〇	六〇〇・〇	三、三三三・三〇	三三九・六四	一五〇・八	三、六二七・九三
機械三施設	最高 九三、〇〇	一六五・〇〇	四〇〇・〇〇	一、三二一・〇〇	一、〇三〇・五四	—	二、三八一・五四
最低 四〇〇・〇〇	四一〇・〇〇	四一〇・〇〇	六五三・五	一、四六三・五	四〇七・五〇	—	六七三・五〇
平均 三五七・〇〇	一〇三・〇〇	一〇三・〇〇	三三三・六三	五七四・〇八	六九六・〇一	—	一、四〇九・六六
合計	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

第二章 會社單獨負擔に依る救濟施設

共濟施設と併行し或は共濟施設に代り、會社單獨負擔を以て職員又は其の家族の傷病、出産、死亡等の場合に救濟を爲しつゝあるものは、一八四社中一二四の多數を占めてゐるが、其の大部分は會社の醫療機關或は囑託醫制の運用に依り傷病、出産の場合療養費又は藥價の補助を爲すに止まつてゐる。又一定の規定に基づき現金を以て救濟をなしつゝあるものでも、救濟の範圍は共濟施設の如く廣汎に亘るものは稀である。而も規定其の物が大部分内規の取扱となつてゐる關係上、細目に亘つて回示に接し得なかつたものも相當數に上り、其の全貌を知り得なかつたことは遺憾であつたが、判明してゐるものに付以下項を追うて其の概要を記すこととする。

一、職員に對する給與

(1) 傷病給與

職員の傷病事故に對し現金の給與を爲すものは前の共濟施設の場合と同じく、(イ)一時金を以てす

る見舞金、(ロ)療養期間に應じ一定期間給與を爲すもの及(ハ)療養又は手術等に要したる費用の一部を補助するもの、三者に分れてゐるが、内(ハ)は前に述べた如く醫療機關若は囑託醫制の運用に依り救濟するものと實質に於て全く同一であるから兩者を一括して記すこととし、以上三つの事例に就て其の概要を表示することとする。

尙前記以外に傷病の有無に拘らず、毎月一人に付一圓の醫藥手當金を給與するものが一社(炭礦會社)あつた。

(イ) 見舞金其他の名目を以て一時金を給與する事例(一〇社) ※印は外に共濟施設を有す

會社名	給與額	備考
※ 四 某製絲會社	職員 { 一級 一〇圓 二級 七圓 <small>五分</small> }	{ 就褥二週間以上に亘るとき 准職員は五圓以内とす }
※ 二九 某機械製作所	五 <small>圓</small>	
※ 六四 某製氷會社	月俸の三分の一	{ 就褥一ヶ月以上に亘るとき 但し入社後六ヶ月以上経過の職員に限る }
七八 某染料製造會社	相當額	{ 就褥三週間以上に亘るとき但し傷病永きに 亘りたるときは更に給與を爲すことあり }
八六 某印刷會社	一〇—三〇	{ 資格、傷病の程度及就褥期間の長短等によ り給與額を異にす }

※九〇 某窯業會社

五 (就褥三週間に亘るとき 雇員は三圓とす)

※九二 某瓦斯會社

五 (就褥三週間に亘るとき 雇員は三圓とす)

一三三 某汽船會社

三〇 (就褥三ヶ月以上に亘るとき)

一五七 某 銀行

四五 (就褥三〇日以上に亘るとき 但し内一五圓は頭取より給與す)

一五八 某 銀行

其の都度定む (重患なるとき)

(ロ)療養期間に應じ一定金額を給與する事例(二社)

※六五 某製糖會社

入院、轉地又は自宅療養の場合は療養一日目より一日に付四〇錢乃至一圓二〇錢の割合にて社長より見舞金を給す。

猶會社の醫務室に於て治療を爲す場合は藥價以外の治療費全額を會社に於て負擔す。

一〇〇 某瓦斯會社

健康保險法の被保險者に限り療養缺勤六ヶ月迄若干の療養費補助を爲す。

但し其の金額は缺勤中會社より受くる給料と傷病手当金との差額を標準とす。

(ハ)療養又は手術等に要したる費用の一部を給與するもの及醫療機關又は

指定醫の運用に依り無料又は廉價にて療養をなさしむる事例(六四社)

(i)療養又は手術等に要したる費用の一部を給與するもの

會社名 會社の負擔額 備考

一八 某紡績會社 (診察他料) 全額 1/2 (月俸一〇〇圓以上の職員及健康保險法の被保險者 但し齒科治療の場合を除く)

※六三 某醬油會社 1/2 (但し健康保險法の被保險者には適用せず)

六八 某酒造會社 35/100 — 15/100 (手術料及入院料に對しても適用す 但し療養最初の一ヶ月間は35/100、爾後一ヶ月間は25/100、爾後一ヶ月間は15/100とし三ヶ月を限度とす)

※七〇 某窯業會社 一部—全額 (在外職員が風土病又は之に準すべき病氣に罹り一週間に亘り互に療養したる場合に限り適用す)

一〇二 某瓦斯會社 1/2

※一〇三 某鑛業會社 (診察他料) 全額 8/10 (手術料は8/10入院料は1/2とす 上記は會社經營の病院なき地に勤務する職員に對する給付率とす 猶診療の爲要したる旅費全額を給す)

※一〇四 某 鑛山會社	1/2	(指定醫による場合に付ては次項(ii)参照)
※一〇六 某 鑛業會社	1/2	手術料及入院料は1/2とす 但し入院一日の給付は三圓以内とし、又各項給付の總計は一年一〇圓を限度とす、傳染病其他指定疾病の場合は例外とす
一一一 某 鑛業會社	1/2	本店及都市所在の支店、出張所の職員に限り適用 猶指定醫による場合に付ては次項(ii)参照
※一二二 某 鐵道會社	1/2	
一三一 某 汽船會社	全額	(社員中船舶役員に限り適用し、三ヶ月を限度とす)
一三三 某 汽船會社	1/2	(在外職員に限り適用し、三ヶ月を限度とす)
一三九 某 倉庫會社	2/10	(手術の場合にも適用す、猶上記は指定醫における場合とす、割引額に付ては次項(ii)参照)
一七〇 某 百貨店	2/3	(入院の場合も上記率とす 會社の醫療機關又は指定醫を利用したる場合に付ては次項(ii)参照)
※一七二 某 ホテル	全額	(トラホーム治療の場合に限る)

(ii) 醫療機關又は指定醫の利用に依り無料又は廉價にて療養をなさしむるもの

會社名	割引額	備考
-----	-----	----

一 某 紡績會社	診察料 全額 藥價 3/10	初診料 全額 2/10	
※二 某 紡績會社			
六 某 製絲紡績會社	(藥價以外) の醫療費 全額		
八 某 染織會社		2/10	(入院の場合にも適用)
九 某 紡績會社	全額		
一〇 某 紡績會社	2/3		
一八 某 紡績會社	(診察料) 其他料 1/2 全額		(月俸一〇〇圓以上の職員及健康保險法の被保険者以外) の職員に適用し、一八〇日を限度とす。但し齒科治療の場合を除く。
※二〇 某 電機製作所		2/10	
※二六 某 造船會社		2/10 3/10	
二九 某 機械製作所		4/10	
※三一 某 電機製造會社		2/10 3/10	

三二	某鐵工所	診察料 其他3 10	全額 4 10
三五	某造船會社		1/2
三六	某造船會社		全額
※四八	某金屬管製造會社		1/2
五三	某製銅所	診察料	全額
五五	某金屬管製造會社	約	1/2
五六	某製銅所	約	1/2
五七	某電線製造所	約	1/2
※五八	某加工製紙會社	診察料	全額
※六三	某醬油會社	1/2	全額
※六五	某製糖會社	藥價以外 の醫療費	診察料及 藥價 2/10
六七	某製紙會社	診察料 其他2 10	全額 5 10
※六九	某製菓會社		全額

入院料割引額は4/10とす

但し健康保險法の被保險者を除く

入院、轉地又は自宅療養の場合は別に社長よりの見舞金を給す前項(ロ)参照

七二	某ゴム製造所		2/10
七四	某化粧品製造會社		全額
八〇	某窯業會社	約	1/2
八八	某肥料製造所	約	1/2
※九〇	某窯業會社		2/10
※九二	某瓦斯會社		2/10
※九四	某電氣會社		1/10
※九六	某電燈會社		2/10
※一〇四	某鑛山會社	藥價	2/10
一〇九	某炭鑛會社	5/10	6/10
一一一	某鑛業會社	診察料 其他	全額 1/2
一二二	某鑛山會社	約	1/2
一二五	某炭鑛會社	入院料 限り	2/3 3/10

指定醫以外の醫師による場合に付ては前項(i)参照

手術料は1/2、入院料は1/2とす、猶指定醫以外の醫師による場合に付ては前項(i)参照

一七	某炭礦會社	約 1/2	藥價 4/10	
※二二	某鐵道會社			
※二三	某電氣軌道會社		3/10 5/10	〔手術料及入院料割引額は3/10とす〕
※二四	某運輸會社		〔診察料 3/10 全額 其他料 3/10 全額〕	
二六	某電氣鐵道會社		〔診察料 1/2 全額 其他料 1/2 全額〕	
二八	某鐵道會社		〔診察料 2/10 全額 其他料 2/10 全額〕	
二九	某鐵道會社		〔診察料 3/10 全額 其他料 3/10 全額〕	〔手術料は3/10、入院料は15/100とす〕
三三	某汽船會社	全額		〔在外職員には醫療費の約1/2を給す。前項(i)参照〕
三九	某倉庫會社		藥價 3/10	〔手術の場合にも適用す 猶別に2/10は會社に於て負擔す、前項(i)参照〕
四八	某倉庫會社	約 1/2		
※四九	某運輸會社〔診察料に限り全額〕			
五二	某土木建築會社		2/10	

一五六	某銀行		〔診察料 3/10 5/10 全額〕	〔入院料割引額は3/10 5/10とす〕
一六二	某銀行	約 1/2		
一六八	某百貨店	1/3 2/3		
一七〇	某百貨店	2/3 全額	〔診察料 3/10 全額 其他料 2/10 3/10 全額〕	〔指定醫以外の醫師による場合と雖も事情により醫療費(入院料を含む)を給す、前項(i)参照〕
※一七五	某拓殖會社	約 1/2		〔入院及手術の場合にも適用す〕
一七九	某映畫會社		〔初診料 3/10 全額 其他料 3/10 全額〕	〔入院及手術の場合にも適用す〕
※一八一	某物産會社	約 1/2		

(2) 出産給與

女子職員の出産したる場合の救濟方法も前の傷病の場合と同様現金を以て給與せらるゝものと、醫療機關の運用に依るものゝ二様に分れてゐるが、回答は僅かに五社に過ぎず、而も内四社は出産の前後に於ける缺勤中、會社より給料の支給を停止せられたる場合の救濟方法のみを講じてゐるものであつて、出産費の補助を爲すものは某鑛山會社僅かに一社である。同社では會社の病院に於て出産したる場合に限り、助産料の半額を會社に於て負擔することゝしてゐる。然し出産は一種の傷病と看做

されてゐる關係上、前の傷病の場合に於て述べた醫療機關の運用に依る救濟方法は、出産の場合にも適用せられるものと考へられる。會社の病院又は醫局に於て出産したる場合の如きは入院の條に依て待遇せらるゝことは餘りにも當然であらう。

次に出産の前後に於て休業中、會社より給料の支給を停止せられたる場合給與を爲す四社の事例は次表の通りであつて、給與期間には差異があるが、凡て給料日額の全額を給與してゐる。即ち出産の前後に於ける休養期間は缺勤の取扱をしないのが常例と見て差支ない。

會社名	缺勤一日に對する給與額	給與期間
二三 某機械製作所	給料日額の全額	出産の前後を通じ 七〇日
※一〇七 某鑛山會社	同	〔産前〕 二八日 〔産後〕 四二日
一〇九 某炭礦會社	同	全額 出産の前後を通じ 九〇日
一四三 某倉庫會社	同	全額 制限なし

(3) 死亡給與

職員が在職中死亡したる場合に於ては、共濟施設の有無に拘らず會社に於て何等の給與もしないと思ふことは殆んど想像する事が出來ない。前の共濟施設の項に於ても述べた如く今回の調査に於て此

の點に關しては何等の質問をも發しなかつた爲、大部分の會社の事例に接することを得なかつた。併し幸ひ一七社(中額不明のもの五社)から回答を寄せられたので、之を以て一般を律することは勿論不可能と考へるが茲に其の梗概を記すこととした。

猶死亡給與には扶助料又は慰藉料の趣旨を以て給せられるものと、香花料或は葬祭料として給せられるものとあるが、回答社數も少ないことであるから之等を區別せず次の通り一括表示した。

A 業務上死亡の場合

會社名	扶助料	弔慰金又は慰藉料	備考
七 某紡織會社	給料 一三七 <small>月分</small>	—	—
一四 某紡織會社	々 六一四 <small>月分</small>	—	—
一八 某紡績會社	不明	給料 三〇 <small>月分</small>	—
七六 某窯業會社	給料 三一四 <small>月分</small>	—	—
※九三 某電力會社	—	給料 一二 <small>月分</small>	—

外に左の退職手當相當額を給與す
 在職中受領したる月俸總額の一分の五
 分の利息を附し毎期末元金に繰入れたる金額
 扶助料
 死亡當時の給料六ヶ月分相當額を以て終身年金
 とし是を以て年齢に依り定めたる年金表に照し一
 時に終身年金増給することあり
 (例) 年終三〇歳 俸給一〇〇圓の場合は一萬
 六百五十餘圓となる)

※一〇七 某鑛山會社

一二六	某電氣鐵道會社	給料	四一八 ^{月分}
一三三	某汽船會社	給料	一八 ^{月分}

B 業務外死亡の場合

會社名	弔慰金又は慰藉料	葬祭料又は香花料	備考
-----	----------	----------	----

※ 四 某製絲會社 一〇〇一八〇〇^円 五一一五^円
 備 考 雇員は弔慰金五〇圓乃至三〇〇圓、香花料五圓以内とする

※ 六四 某製氷會社 給料^{月分} 以^内
 備 考 在職六ヶ月以上の職員に限る

※ 九三 某電力會社 〃^{月分} 三^{月分}
 備 考 外に左の退職手当相當額を給與す
 在職中受領したる月俸總額の一二分の一年五分の利息を附し毎期末元金に繰入れたる金額

一三三 某汽船會社 〃^{月分} 二^{月分}
 備 考 雇員は半額とす

一五七 某銀行 二二五^円
 備 考 内七五圓は頭取より給與す
 月給五〇圓未満の内勤員及見習は上記の半額とす

※ 一六五 某生命保險會社 五〇^円 以^内

二、職員家族に對する給與

(1) 傷病給與

職員の家族が傷病に罹りたる場合に於て何等かの救済方法を講じてゐるものは八五社であるが、見舞金の形式を以て一時金を給與するもの二社、療養費の一部を給與するもの八社に過ぎず、其の他の七五社は會社の醫療機關或は指定醫を利用したる場合、實費若は實費以下の費用を以て診療を爲さしむるものであり、而も家族の範圍も限局せられ、又種々なる制限も設けられてゐる。通觀した所職員家族の傷病に對する救済は住宅施設或は醫療施設の相當完備してゐると認められる工場、事業所に殆んど限られてゐるやうである。

A 見舞金として給與する事例 (二社)

※ 四 某製絲會社

職員級の者の家族にして重患に罹りたる場合左の通り給與す。

父母(實父母又は養家若くは婚家の父母)
本人分家したる場合の本案の父母)
配偶者

子女(同籍の實子、養子並に夫)
等の配偶者

職員 員 二級

七圓以内
五圓ク

五圓以内
三圓ク

准職員 員 三圓ク

二圓ク

※六五某製糖會社
職員級の者の家族にして入院、轉地又は自宅療養一〇日以上に亘りたる場合は本人との續柄を

參酌し、一日目より一日に付四〇錢乃至七〇錢を給與す。

(備考) 會社の醫務室に於て治療の場合の給與に就てはB表參照

B 療養費の一部を給與する事例 (八社)

會社名	會社の負擔額	適用家族の範圍	備考
※六三某醬油會社	診療費 1/2	同居家族	(但し健康保險被保險者の家族には適用せず)
六八某酒造會社	診療費 1/4	妻、六〇以上の同居父母、一五未滿の子女	手術及入院の場合にも適用す 但し療養最初の一ヶ月間は1/4、次の一ヶ月間は1/10とし二ヶ月を限度とす
※七〇某窯業會社	一部全額	在外職員の子	風土病又は之に準ずる病氣に罹りたる場合に限り一週間目より給與す

一〇二某瓦斯會社

診療料 1/2 家 族

※一〇三某鑛業會社

診察料 全額
手術料 4/5
入院料 1/2

家 族 (會社經營の病院無き地に於ける職員家族に限る)

※一〇四某鑛山會社

診療費 1/2 家 族

※一〇六某鑛業會社

1/2 全額

且扶養義務あり
且つ同居家族

手術及入院の場合 1/2 とす
但し入院一日の給與は三圓以内とす、猶家族全部に對する支出は年一〇〇圓を限度とす

一一一某鑛業會社

薬處置料 1/2

同居の父母、妻子

本店及都市所在の支店、出張所の職員家族に限り適用す

(2) 死亡給與

職員家族の死亡の場合に於ける給與に付ても質問事項中に加へてゐなかつた關係上、回答に接したものは僅かに次の六社に過ぎない。尙職員家族の死亡に對する給與の趣旨、給與の種類、家族の定義等に就ては曩に共済施設の項に於て述べた所と全く同一である。

會社名	配偶者	子	女	父	母	其他の家族	備考
※四某製絲會社	社員 七、四〇〇円 准社員 一〇〇〇円	五、一五五円 二、一五五円	七、四〇〇円 一、四〇〇円	二、一〇〇円 一、一三〇円			

※ 六四 某製氷會社	月俸の $\frac{1}{2}$	月俸の $\frac{1}{3}$	月俸の $\frac{1}{2}$	月俸の $\frac{1}{5}$
※ 九六 某電燈會社	二五 ^円	—	二五 ^円	—
一四三 某倉庫會社	月俸の $\frac{6}{10}$	月俸の $\frac{1}{2}$	月俸の $\frac{6}{10}$	—
一五七 某 銀行	六〇 ^円	七・五—六〇 ^円	六〇 ^円	二二・五〇 ^円
※ 一六五 某生命保險會社	五〇 ^円	五〇 ^円	五〇 ^円	—

は月俸五〇圓未滿の内勤員及見習は半額とす

三、醫療施設

醫療施設の利用に依る職員並に家族の傷病に罹りたる場合の救済方法に關しては、既に屢々述べた通りであるが、醫療施設は工場事業所に於ける福利施設の一として、事業主に於て毎年相當の金額を支出し、職員のみに限らず広く一般従業員或は其の家族の診療をなすつゝあるものであり、殊に纖維工業の如く寄宿制度の發達せるもの或は重工業、鑛業等危険の伴ふ事業に於ては必要缺く可からざる施設である。幸ひ多數の會社より醫療施設に關し回答を得たので施設の種類、之に對する會社の負擔

額に就て其の概要を掲げることとした。

(一) 醫療施設の種類

今回回答を寄せられた一八四社の内病院又は醫局を有するもの七九社、指定醫制により診療をなすもの五八社であつて、内兩者を併せ有するもの二一社あつて、即ち何等かの醫療施設を有するものは一一六社(六三%)の多數を占めて居る。今是等の醫療施設を業種別に見れば次表の通りであつて、染織、鑛業、機械造船、交通運輸の順序となつてゐる。

種 類	染織	機械	金屬	化學	瓦電	鑛業	交通	土木	計	金融	保險	商業	取引所	計	合計
病院又は醫局を有するもの	一三	七	五	八	—	七	四	—	四四	六	二	五	—	一四	五八
病院又は醫局を有し傍ら指定醫を置くもの	—	六	—	四	二	五	—	—	一九	—	—	二	—	—	二一
指定醫を置くもの	三	五	—	五	三	—	—	—	三二	二	—	—	—	—	三七
小 計	一七一	一八	六	一七	五	一三	一八	—	九五	八	二	一〇	—	—	一一六
醫療施設を有せざるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	一八二	一九	一〇	三四	一一	一五	三二	—	三	一五	二	一〇	—	—	一八四

醫療施設を有する會社の割合(%) 九四 六二 六〇 五〇 四五 八七 五六 一 六三 八〇 一 七一 一 六六 六三

(二) 醫療施設に對する會社の負擔額

偕て然らば、之等の病院、醫局或は指定醫を設けたる爲會社は如何程の支出をしてゐるであらうか、先づ病院又は醫局の經營費を見るに、判明せる四三社に於ける昭和七年度の支出總額は二百二十萬八千圓であつて、一社平均五萬一千餘圓と云ふ巨額に達してゐる。尙之を製造工業と其の他の事業とに區別して見ると、製造工業に於ける支出總額は二百八萬圓であつて一社平均五萬五千圓となり、其の他の事業に於ける總額は十二萬八千圓、一社當り二萬六千圓であつて、兩者は總額に於ても一社當りの額に於ても比較にならない程の大差があり、更に之を業種に就て検討すれば支出額は鑛業、機械造船、染織の順となり前の説明を如實に裏書して居る。其の詳細に就ては次表を參照せられたい。

(イ) 病院醫局に對する負擔額

企業別	社數	總額	最高額	最低額	一社平均額
染織	五	一〇一、八六三・八〇	六一、五五〇・〇〇	七〇〇・〇〇 ^円	二〇、三七二・七六 ^円
機械	九	二〇四、一六五・四八	一六〇、〇六八・六八	一、五〇〇・〇〇	二二、六八五・〇五
金屬屬	五	一〇八、〇四八・八六	四九、九五六・八六	三、三六〇・〇〇	二一、六〇九・七七

化學	七	八三、六七六・六九	二五、九五〇・一八	九九九・〇八	一一、九五三・八一
瓦斯電氣	二	三一、八九七・五四	二六、一一三・五四	五、七八四・〇〇	一五、九四八・七七
鑛業	九	一、五四八、五八四・七五	四四〇、〇〇〇・〇〇	四〇、〇二三・五八	一七二、〇六四・九七
交通	一	一、五八三・〇〇	一	一	一、五八三・〇〇
金融	一	七、一二〇・〇〇	一	一	七、一二〇・〇〇
商業	四	一一〇、六六二・二八	三五、九〇五・五二	一四、七五六・七六	三〇、一六五・五七
計	四三	二、二〇七、六〇二・四〇	四四〇、〇〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	五一、三三九・五九

次に指定醫に對し一定金額を支出してゐるものは指定醫を置く五八社の内四五社であるが、其の大部分は毎月又は毎年囑託料、謝禮金等の名目を以て若干金を會社より交付し、其の範圍内に於て職員、勞務者或は其の家族に對し廉價を以て診療を爲さしめてゐるものであつて、現實に診療に要したる費用に對して補助をしてゐるもの、尠いことは前に述べた通りである。従つて會社より囑託醫に對し支出する金額の如きも次表に示す如く小額であり、一社に於て十數の工場事業所を經營してゐる場合等の例外は二、三あるが、一ヶ月一〇圓乃至五〇圓、一ヶ年二、三百圓程度のものが大部分である。尙外に交通運輸事業を営むもので、謝禮に代へて自社鐵道の無賃乗車券を交付してゐるものが三社あつた。

(ロ) 指定醫に對する負擔額

一、毎月支出するもの		七社
イ、	一七五圓	一
ロ、	五〇圓	一
ハ、	三〇—五〇圓	一
ニ、	二〇—五〇圓	一
ホ、	三〇圓	一
ヘ、	一〇圓	二
二、毎年支出するもの		九社
イ、	八、〇〇〇圓	一
ロ、	一、六〇〇圓	二
ハ、	一、〇〇〇圓	一
ニ、	一八〇圓	一
ホ、	一二〇圓	一
ヘ、	一〇〇圓	三
三、契約の内容不明のもの		二九社
計		四五社

第三章 傷病缺勤長期に亘りたる場合の給與關係

職員が傷病の爲長期に亘りて缺勤したる場合、本人の俸給給料は幾月目から減額し若くは停止せられるのであらうか、又其の後如何程の期間雇傭關係が繼續せられるであらうか。此の問題は前に述べた種々なる救済の上を行く重要事項であつて、而も各種の救済とも相關聯して考へねばならない問題である。依つて以下一三五社の事例に基き其の概要を記すこととする。

偕て俸給、給料の減額又は停止せらるゝ時期であるが、大部分の會社に於ては初めの或る期間全額を支給し、缺勤の永引くに隨ひ漸次減額して最後に全く支給を停止することとしてゐる。併し減額又は停止の時期、減額の程度等各社區々であり、同一社内でも本人の勤続年限、資格、勤務成績其の他に依り區別を設けてゐるものも多數あつて、一貫して観ることは困難であるが、試みに之を表示すれば次の通りである。

支給額	期間	一ヶ月目	二ヶ月目	三ヶ月目	四ヶ月目	五ヶ月目	六ヶ月目	七ヶ月目	八ヶ月目	九ヶ月目	十ヶ月目	十一ヶ月目	十二ヶ月目	十三ヶ月目	十六ヶ月目	二十五ヶ月目
	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目	月目

給を停止してゐる。

次に傷病の爲長期に亘り缺勤したる場合何時から幾何の期間休職の取扱を受け、休職期間中給料の支給關係はどうなつてゐるであらうかを七〇社の事例につき調べてみると、次の通りであつて、早きは三ヶ月目から休職となり、過半は六ヶ月以内に休職の取扱を受けてをり、休職期間の最短は二ヶ月最長は二年であつてその平均は一一ヶ月五である。又休職中の給與は俸給の全額を支給するものも若干あるが、二分の一乃至三分の一のものが大部分である。

休職の時期

三ヶ月目	二社
四ヶ月目	二四社
五ヶ月目	二二社
六ヶ月目	一社
七ヶ月目	一四社
九ヶ月目	二社
一〇ヶ月目	三社

一三ヶ月目
平均五ヶ月六

休職期間

二ヶ月	一社
三ヶ月	三社
四ヶ月	一社
六ヶ月	一五社
九ヶ月	一社
一一ヶ月	一社
一二ヶ月	一四社
一五ヶ月	一社
一八ヶ月	一社
二四ヶ月	九社
平均一一ヶ月五	

休職中の給與額

全額	八社
1/2	二九社
1/3	一五社
俸給を支給せざるもの	八社
其の都度定めるもの及び不明のもの	一〇社
五ヶ月	一社
六ヶ月	一社
七ヶ月	七社

最後に雇傭關係の解除せられる時期であるが、此の點を明示せるものは僅かに二八社に過ぎないが、前の休職の場合に於て期間満了後は當然雇傭關係を解除せられるであらうから、之を加へ七五社の實例に就て見ると次の通りであつて、最短五ヶ月、最長二年四ヶ月平均一三ヶ月六である。併し各社の實狀よりすれば社務繁劇の折柄何時迄も空席として置くことは不可能の事情も存するであらうから、實際問題としては本人の會社に於ける有用性如何に依り左右せられるものと見て大過ないであらう。

雇傭契約解除の時期

九ヶ月	三社
一〇ヶ月	七社
一一ヶ月	三社
一二ヶ月	五社
一三ヶ月	四社
一五ヶ月	一二社
一六ヶ月	八社
一七ヶ月	一社
一八ヶ月	二社
二四ヶ月	二社
二七ヶ月	一社
二八ヶ月	八社
計	七五社
平均一三ヶ月六	

第二編 産業經濟團體に於ける事例

産業經濟團體の大部分は公益性を帯びてゐる關係上、會社の如く職員に對し十分なる救濟施設を講ずることは財政上許されない向もあるであらうことは想像せられる。又工場、事業所の經營に當つて居るものは既に勞務者に對しては工場法、健康保險法、勞働者災害扶助法等の適用があり、又下級職員に對しても健康保險法の適用があつて、之に促され或は之との均衡を保つ上に於て一般職員の負傷、疾病、出産、死亡等の場合に於ける救濟施設は、前編に於て述べた如く相當に發達を遂げて居るのであるが、産業經濟團體に於ては之等の社會立法とは何等の關聯もなく、而も職員數も諸會社に比して少數であり、職員の待遇は諸會社に倣ふと云ふよりは寧ろ官公吏に準じてゐる様な實情であつて、救濟施設の講ぜられて居るものゝ案外少いことは豫め推測せられる。今回の調査に於ては三九の産業經濟團體に對し照會を發し回答を求めたのであつたが、僅に五團體より回答を得たに過ぎないのは前の事情を裏書して居るものではなからうか。而も五團體のうち救濟施設を有するものは僅に二團體（尤も此れは何れも共濟施設であるが）であり、他の三團體は單に職員が長期に亘り傷病の爲缺勤したる

場合の待遇方法を規定してゐるに過ぎない。そんな理で事例も少いことであるから、共濟施設に據るものと、職員が傷病の爲長期に亘り缺勤したる場合の待遇方法の二者に付てその事例を列記する事とした。

第一章 共済施設により救済を爲す事例（二團體）

(イ) 創始の時期

A 團體 大正十五年（團體の設立明治三十一年）

B 團體 昭和三年（團體の設立大正六年）

(ロ) 會員數

A 團體 職員級全部約五〇名（昭和八年末現在）

B 團體 従業員全部約九〇名 内職員一四名（昭和七年末現在）

(ハ) 會員の醜金

A 團體 毎月 月俸の二〇〇分の一 但し賞與期は倍額とす

B 團體 職員級月額五〇錢其他二〇錢、但し入會後一五年を経過したるものは其の後の掛金を免

除す

(ニ) 給付

a 傷病給付

A 團體 月給者就褥二週間以上（日給者一〇日以上）に亘るとき見舞金五圓を給す

B 團體

- 一、自宅治療一週間に亘りたる場合は療養八日目より一日に付五〇錢の割にて、同一の傷病に付勤續三年未滿六〇日間、同五年未滿九〇日間、同一〇年未滿一二〇日間、同一〇年以上一八〇日間手當金を給す

二、傷病の爲手術を要したる場合は手術料實費の八割を給付す、但し五〇圓を限度とす

三、傷病の爲入院又は轉地療養を要する場合に於ては一日に付二圓の手當金を給付す。但し勤續三年未滿は三〇圓、同五年未滿は五〇圓、同一〇年未滿は七〇圓、同一〇年以上は一〇〇圓を限度とす

尙前各項に於ける給付額は一年に付勤續三年未滿は五〇圓、同五年未滿は九〇圓、同一〇年未滿は一四〇圓、同一〇年以上は二〇〇圓を限度とす。

b 死亡給付

A 團體 弔慰金 三〇圓

B 團體	勤續一〇年未滿	弔慰金	五〇圓
	勤續一〇年以上	弔慰金	一〇〇圓
c	出產	給付	
B 團體	祝金	二〇圓	
d	家族に對する給付		
a	出產	見舞金	
A 團體	會員の妻	出產したるとき	五圓
B 團體	"		二〇圓
b	死亡	給付	
A 團體	父母、妻子	死亡したるとき	一〇圓
B 團體	配偶者、子女	"	三〇圓
父	母	"	二〇圓
祖父母、兄弟姉妹、孫	"		一〇圓

第二章 傷病缺勤長期に亘りたる場合の給與關係

職員が傷病の爲長期に亘り缺勤したる場合の待遇方法に關して四團體から回示を受けた。其の概要は次の通りであるが、云ふ迄もなく職員は月俸を以て給與を受けてゐるのであるから、之に關し何等規定する所がなければ、缺勤中と雖も平常通り俸給の支給を受くる理であるから、茲に掲ぐる四團體の事例は俸給の減額又は停止せらるゝ場合を擧ぐることにするのである。随つて規定の存しない團體必ずしも待遇が他に劣るとは斷じ得ないであらう。

	俸給停止の時期	備考
B 團體	六〇日	公務傷病の場合は相當期間俸給の全部又は一部を支給す
C 團體	九〇日	爾後一ケ年間休職の取扱を爲すも給料を支給せず
D 團體	九〇日	特別の事情ある場合は役員會の決議を経て給料額を定め引續き給與することを得
E 團體	六〇日	爾後は役員會の決議を経て俸給を停止又は減額す、但し公務傷病の場合は例外とす

聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ閉却シテ論議セラレ加之矯激ナル勞働並ニ社會運動力産業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリトス此ノ秋ニ當リ全國ノ産業團體ノ緊密ナル聯繫ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ産業經濟上共通ノ重要問題ニ付テハ共同ノ調査審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信ス彼上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月労働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於テ開催セラレタル全國産業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ茲ニ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各産業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ハ更ニ聯合シテ全國産業團體聯合會ヲ組織シ以テ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家産業ノ發展ニ寄與セムトス

昭和六年五月

全國産業團體聯合會規約

- 第一條 本會ヲ全國産業團體聯合會ト稱シ事務局ヲ東京市ニ置ク
- 第二條 本會ハ左ノ地方聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 關東産業團體聯合會 關西産業團體聯合會 中部産業團體聯合會 西部産業團體聯合會 北部産業團體聯合會
- 第三條 本會ハ全國ノ産業團體ニ共通ナル産業經濟上ノ重要問題ヲ研究審議シ並ニ之ニ關スル意見ノ發表及實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ重要事項ハ總會ニ於テ之ヲ決ス
 - 總會ハ地方聯合會ノ選出スル代表ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 總會ハ常任委員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ召集ス
- 第五條 本會ニ常任委員若干名ヲ置ク
 - 常任委員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ一年トス
 - 常任委員會ハ總會ノ決議又ハ其ノ委任ニ基キ會務ヲ處理ス
- 第六條 常任委員ノ互選ヲ以テ會長一名ヲ定ム
 - 會長ハ本會ヲ代表シ常任委員會及總會ノ議長トナル
 - 會長事故アルトキハ他ノ常任委員之ヲ代理ス
 - 本會ニ顧問若干名ヲ置キ總會ノ決議ニ依リ之ヲ推薦ス
- 第七條 本會ニ理事若干名(内二名以内ヲ常務理事トス)ヲ置キ常任委員會ノ議ヲ經テ會長之ヲ任免又ハ囑託ス
 - 理事ハ常任委員會ノ指揮ヲ承ケ會務ニ從事シ事務局ヲ掌理ス
- 第八條 本會ノ經費ハ地方聯合會ノ分擔金及寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス
- 第九條 本規約ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

附 則

第二條ノ地方聯合會ノ組織成立セルトキハ創立協議會ノ決議ヲ以テ創立總會ノ決議トス
創立當初ノ會長顧問及常任委員ハ創立協議會ニ於テ之ヲ推薦ス

全國產業團體聯合會編輯資料目錄

(實費郵稅共) 錢

1 輯	英獨米に於ける雇主團體と其の活動	20
第 2 輯	労働者災害扶助法及同責任保險法施行命令案要綱に對する意見並に參考資料	(無殘本)
第 3 輯	英國労働組合法制	25
第 4 輯	産業平和への道	10
第 5 輯	第十六回國際労働會議議題に關する參考資料	(無殘本)
第 6 輯	佛蘭西労働組合法制	15
第 7 輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規(上篇)	30
第 8 輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規(下篇)	15
第 9 輯	第十六回國際労働會議議題に關する意見並に參考資料	15
第 10 輯	英國の危機と労働組合	15
第 11 輯	國家主義團體一覽	(無殘本)
第 12 輯	米國に於ける雇主團體	10
第 13 輯	我國に於ける解雇手當制度の現狀	(無殘本)
第 14 輯	米國労働爭議に對する裁判所の禁止命令制限立法に付て	15
第 15 輯	米國雇主の勞資關係觀と其の實際	(無殘本)
第 16 輯	獨逸雇主組合の歴史と政策	30
第 17 輯	我國に於ける勞務者退職手當制度の現狀	(無殘本)
第 18 輯	商店法に關する調査	30
第 19 輯	英國綿業の衰退と其對策	30
第 20 輯	第十七回國際労働總會の議題に關する參考資料	20
第 21 輯	労働時間と失業	(無殘本)
第 22 輯	人事管理に就て	(")
第 23 輯	第十七回國際労働總會概況報告	(")
第 24 輯	米國に於ける失業準備金制度	10
第 25 輯	第十八回國際労働總會の議題に關する參考資料	15
第 26 輯	作業に就いての興味	15
第 27 輯	職員に對する救濟施設	30
第 28 輯	日貨の不當競争問題に關する論議	25
號外(1)	労働組合法案に關する論議	(無殘本)
號外(2)	最近に於ける集團解雇の事例	(")
號外(3)	德富蘇峰氏筆「英國の危機」(England's Crisis)を読む	5
號外(4)	日本労働組合會議の沿革と現勢	15
號外(5)	モーレット氏歡迎午餐會及懇談會記事	5

圖

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 日本労働俱樂部及全國勞農大衆黨の組織を中心とする主要労働組合の分野 | 5 |
| 2 | 左翼運動系統圖解 | 5 |
| 3 | 労働團體を中心とする無産政黨の動向 | 5 |
| 4 | 左翼運動系統圖 | 5 |

本會編纂の資料御希望の方には特に實費にて頒布致します。尙20部以上取纏め御申込の方には1割引に致しますから代金前拂若くは振替口座東京 74734 番宛御拂込下さい。

昭和九年八月三十日印刷納本	昭和九年九月三日發行
編輯兼發行人	東京市品川區大井町八番地 秋山斧助
印刷人	東京市品川區白河町四丁目一番地一東京印刷株式會社内 松井方利
印刷所	東京市品川區白河町四丁目一番地一東京印刷株式會社内 東京印刷株式會社
發行所	東京市麩町區丸の内一丁目二番地 日本工業俱樂部ビルディング内 全國產業團體聯合會事務局

全國產業團體聯合會役員

- 會長 男爵 鄉 誠之助 (イロハ順)
- 顧問 木村久壽彌太
- 常任委員 有賀長文
- 關東 (關東)
- 磯村豐太郎 井上敬次郎 本間利雄 大川平三郎 谷口守雄 中島久萬吉 中川末吉 牧田環 有吉忠一 宮島清次郎 白石元治郎 小畑勝太郎 稻畑源之助 岡崎忠兵衛 田中西清
- 關西 (關西)
- 井坂圭三郎 橋本貞次郎 本多貞次郎 大塚新太郎 大塚新太郎 根津嘉一 内藤嘉一 中野金次郎 藤原銀次郎 近藤一賢 三條隆英 小倉正恒 大澤倉正 片岡徳正 金又三郎 辻本三郎

理

- 塚脇敬次郎 阿部房次郎 森平兵衛 伊藤次郎左衛門 (中部)
- 岡谷惣助 大隈榮一 三輪常次郎 石橋徳次郎 (西部)
- 渡邊福雄 村上巧三郎 安川清三郎 (北部)
- 大瀧甚太郎 平塚直治 井上昱太郎 岩田彦二郎 長田義彦 加藤正太郎 吉見三郎 竹見萬治 高柳義一 福松義一 小松義一 須崎義一
- 池上駒藏 小笠原榮 渡邊静太 神野瑞孝 吉野孝一 竹野瑞孝 高柳義一 高柳義一 福松義一 小松義一 須崎義一
- 太田勘太郎 貝田勘太郎 野田勘太郎 松本健次郎 高洲鐵一郎 高洲鐵一郎 池上駒藏 小笠原榮 渡邊静太 神野瑞孝 吉野孝一 竹野瑞孝 高柳義一 高柳義一 福松義一 小松義一 須崎義一
- 山口八左衛門 安宅彌吉 豐田利三郎 岡本利三郎 青木謙太郎 廣瀬實光 太田勘太郎 貝田勘太郎 野田勘太郎 松本健次郎 高洲鐵一郎 高洲鐵一郎 池上駒藏 小笠原榮 渡邊静太 神野瑞孝 吉野孝一 竹野瑞孝 高柳義一 高柳義一 福松義一 小松義一 須崎義一

全國產業團體聯合會事務局

東京市麩町區丸の内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内 (電話丸の内〇六二四番 振替東京七四七三四番)

地方產業團體聯合會事務所

- 關東產業團體聯合會 東京市麩町區丸の内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内
- 關西產業團體聯合會 大阪市西區土佐堀通一 大同ビル内
- 中部產業團體聯合會 名古屋市中區大池町 名古屋商工會議所内
- 西部產業團體聯合會 福岡市西中洲町 博多商工會議所内
- 北部產業團體聯合會 札幌市北一條西二ノ一 札幌商工會議所内

終